

IX そ の 他

1 平成25年度市税税制一覧表

区 分 税 目		課 税 客 体	納 税 義 務 者	賦課期日	課 税 標 準 及 び 税 率			申 告（ 提 出 ） 期 限	納 期（ 納 期 限 ）																																																																						
市 民 税	〈個 人〉 均等割・所得割 ・市内に住所を有する個人	〈法 人〉 均等割・法人税割 ・市内に事務所又は事業所を有する法人	〈個人〉 1月1日	〈個 人〉 ・所得割 一律 6.0％（県民税 4.0％）	〈法 人〉 ・法人税割 14.7％ ・均等割	〈個 人〉 ・一般 3月15日 ・給与支払報告書 1月31日			〈個 人〉 ・普通徴収 第1期 平成25年7月1日 まで 第2期 平成25年9月2日 まで 第3期 平成25年10月31日 まで 第4期 平成26年1月31日 まで ・特別徴収（給与特徴） 毎月分について 翌月10日まで （6月から翌年5月まで12回） ・特別徴収（年金特徴） 年金支給月（4月・6月・8月・ 10月・12月・2月）の6回に分け て支給年金から引き落とし 〈法 人〉 申告期限と同じ																																																																						
	均等割 ・市内に事務所、事業所又は は家屋敷を有する個人で 市内に住所を有しない者	均等割 ・市内に寮、宿泊所、クラブ、その他これ らに類する施設を有する法人で、市内 に事務所又は事業所を有しないもの ・市内に事務所、事業所、寮等を有する法 人でない社団又は財団で、代表者又は 管理人の定めのあるもの		・均等割 3,000円（県民税1,500円） ※ 地方税法第312条第1項の規定による区分	第9号法人 3,000,000 円 第8号法人 1,750,000 円 第7号法人 410,000 円 第6号法人 400,000 円 第5号法人 160,000 円 第4号法人 150,000 円 第3号法人 130,000 円 第2号法人 120,000 円 第1号法人 50,000 円	〈法 人〉 ・確定申告 事業年度終了後2ヵ月以内 ・中間申告 事業年度開始の日以後6ヵ月 を経過した日から2ヵ月以内																																																																									
固 定 資 産 税	・土地 ・家屋 ・償却資産	・固定資産の所有者	1月1日	・課 税 標 準 額 の 1.4％ ・免税点 { 土地 30 万円 家屋 20 万円 償却資産 150 万円	・住宅用地の申告 1月31日 ・償却資産の申告 1月31日			第1期 平成25年4月30日 まで 第2期 平成25年7月31日 まで 第3期 平成26年1月6日 まで 第4期 平成26年2月28日 まで																																																																							
軽 自 動 車 税	・原動機付自転車 ・軽自動車 ・小型特殊自動車 ・二輪の小型自動車	・軽自動車等の所有者 ※所有権留保の場合は使用者	4月1日	・原動機付 { 50cc以下 1,000 円 90cc以下 1,200 円 自転車 125cc以下 1,600 円 ミニカー 2,500 円 ・二輪のもの（250cc以下） 2,400 円 ・三輪のもの 3,100 円 ・二輪の小型自動車 4,000 円	・軽四乗用 { 営業用 5,500 円 自家用 7,200 円 ・軽四貨物用 { 営業用 3,000 円 自家用 4,000 円 ・もっぱら雪上を走行するもの ・農耕作業用 1,600 円 ・小型特殊自動車 4,700 円	・登録の申告 所有者等となった日から 15日以内 ・廃車の申告 所有者等でなくなった日から 30日以内			5月16日～5月31日																																																																						
市 た ば こ 税	・売り渡した製造たばこ	・卸売販売業者等		・紙巻たばこ等 5,262円／1,000本	・旧3級品のたばこ 2,495円／1,000本	翌月末日			申告期限と同じ																																																																						
鉱 産 税	・掘採した鉱物	・鉱物を掘採する鉱業者		・鉱物の価格の1％（ただし200万円以下の場合は0.7％）			翌月末日			申告期限と同じ																																																																					
特 別 土 地 保 有 税	・保有に係る土地 （平成15年度分以降課税しない） ・取得に係る土地 （平成15年1月1日以後取得された土地は課税しない）	・土地の所有者又は取得者		・土地の取得価格又は修正取得価格のいずれか低い額（免税点 5,000㎡） ・税率 { 保有 1.4％ 取得 3.0％	・保有…5月31日 ・取得…2月末日（1月1日前1年以内の取得） 又は8月31日（7月1日前1年以内の取得）			申告期限と同じ																																																																							
入 湯 税	・鉱泉浴場における入湯行為	・鉱泉浴場を利用する入湯客		・宿泊入湯客 1人 1泊 150円	・日帰り入湯客 1人 1回 100円	翌月15日			申告期限と同じ																																																																						
都 市 計 画 税	・都市計画区域内の土地（農業振興 地域内の農用地を除く）及び家屋	・左記の土地及び家屋の所有者	1月1日	・課税標準額の0.3％						固定資産税と同じ																																																																					
国 民 健 康 保 険 税	医療分／支援金分 ・被保険者である世帯主 ・擬制世帯主（被保険者資格のない世帯主で当該世帯内に被保険者がある者） 介護分 ・介護保険第2号被保険者（40歳以上65歳未満の国民健康保険被保険者） の介護保険料を医療分及び支援金分とあわせて納付 （納税義務者は医療分及び支援金分と同じ）		4月1日	<table><tr><th rowspan="2">税率区分</th><th colspan="3">税 率</th></tr><tr><th>医療分</th><th>支援金分</th><th>介護分</th></tr><tr><td>所得割</td><td>5.70%</td><td>1.50%</td><td>1.50%</td></tr><tr><td>資産割</td><td>16.00%</td><td>6.00%</td><td>4.00%</td></tr><tr><td>均等割</td><td>23,500円</td><td>6,500円</td><td>8,000円</td></tr><tr><td>平等割</td><td>21,300円</td><td>5,900円</td><td>5,300円</td></tr></table> <table><tr><th rowspan="3">軽減区分</th><th colspan="6">軽 減 額（※）</th></tr><tr><th colspan="3">均等割</th><th colspan="3">平等割</th></tr><tr><th>医療分</th><th>支援金分</th><th>介護分</th><th>医療分</th><th>支援金分</th><th>介護分</th></tr><tr><td>7割</td><td>16,450円</td><td>4,550円</td><td>5,600円</td><td>14,910円</td><td>4,130円</td><td>3,710円</td></tr><tr><td>5割</td><td>11,750円</td><td>3,250円</td><td>4,000円</td><td>10,650円</td><td>2,950円</td><td>2,650円</td></tr><tr><td>2割</td><td>4,700円</td><td>1,300円</td><td>1,600円</td><td>4,260円</td><td>1,180円</td><td>1,060円</td></tr></table> ※世帯主と加入者の所得合計が基準以下の世帯が対象	税率区分	税 率			医療分	支援金分	介護分	所得割	5.70%	1.50%	1.50%	資産割	16.00%	6.00%	4.00%	均等割	23,500円	6,500円	8,000円	平等割	21,300円	5,900円	5,300円	軽減区分	軽 減 額（※）						均等割			平等割			医療分	支援金分	介護分	医療分	支援金分	介護分	7割	16,450円	4,550円	5,600円	14,910円	4,130円	3,710円	5割	11,750円	3,250円	4,000円	10,650円	2,950円	2,650円	2割	4,700円	1,300円	1,600円	4,260円	1,180円	1,060円	賦課限度額 <table><tr><td>医療分</td><td>510,000 円</td></tr><tr><td>支援金分</td><td>140,000 円</td></tr><tr><td>介護分</td><td>120,000 円</td></tr></table>		医療分	510,000 円	支援金分	140,000 円	介護分	120,000 円	随時			・普通徴収 第1期 平成25年7月31日 まで 第2期 平成25年9月2日 まで 第3期 平成25年9月30日 まで 第4期 平成25年10月31日 まで 第5期 平成25年12月2日 まで 第6期 平成26年1月6日 まで 第7期 平成26年1月31日 まで 第8期 平成26年2月28日 まで 第9期 平成26年3月31日 まで ・特別徴収（年金特徴） 年金支給月（4月・6月・8月・ 10月・12月・2月）の6回に分け て支給年金から引き落とし
税率区分	税 率																																																																														
	医療分	支援金分	介護分																																																																												
所得割	5.70%	1.50%	1.50%																																																																												
資産割	16.00%	6.00%	4.00%																																																																												
均等割	23,500円	6,500円	8,000円																																																																												
平等割	21,300円	5,900円	5,300円																																																																												
軽減区分	軽 減 額（※）																																																																														
	均等割			平等割																																																																											
	医療分	支援金分	介護分	医療分	支援金分	介護分																																																																									
7割	16,450円	4,550円	5,600円	14,910円	4,130円	3,710円																																																																									
5割	11,750円	3,250円	4,000円	10,650円	2,950円	2,650円																																																																									
2割	4,700円	1,300円	1,600円	4,260円	1,180円	1,060円																																																																									
医療分	510,000 円																																																																														
支援金分	140,000 円																																																																														
介護分	120,000 円																																																																														

中野市民憲章

うるわしき山々 水清く 流れ逢いよる千曲川 大地は豊かに実りを産みだし
太古より歴史文化の息づく中野市です

わたくしたちは この中野市に生きる幸せと誇りをもって さらに住みよく
働きやすく 心豊かに過ごせるまちづくりを願い 憲章を定めて 進みます

- 一 花咲き 鳥うたい 緑あふれる 環境をまもる まちをつくります
- 一 心と体をととのえ 安全で 創意をいかして働ける まちをつくります
- 一 笑顔あふれ あいさつゆきかう ふれあいのある まちをつくります
- 一 子どもも大人も さそいあって 共に学びあう まちをつくります

(平成22年4月1日制定)

平成25年度 市 税 概 要

編集・発行 中野市総務部税務課

〒383-8614 長野県中野市三好町一丁目3番19号

電 話 (0269) 22-2111

ホームページ <http://www.city.nakano.nagano.jp>

発行年月 平成25年11月

